

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

元気あふれるまちづくり計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県、和歌山県有田郡有田川町

3 . 地域再生計画の区域

和歌山県有田郡有田川町の区域の一部（旧金屋町の全域）

4 . 地域再生計画の目標

有田川町のうち旧金屋町（以下金屋地区とする）は、和歌山県の北西部、有田郡の中央部に位置し、金屋地区の総面積の7割を森林が占めている。北部には長峰山脈、南部には白馬山脈が連なり、その中心を2級河川の有田川が東西に蛇行しながら紀伊水道に注いでいる自然豊かな地域である。また、鎌倉時代の高僧『明恵上人』ゆかりの吉原・筏立・糸野遺跡など歴史的資源にも恵まれている。

金屋地区の産業面においては第1次産業が中心で、温暖な気候や地形を利用したみかん・八朔等の柑橘類が基幹産業であった。しかし、近年の消費者ニーズの多様化等の影響で、生産量よりも農作物の高品質化が求められ、そのため農家では農作物の品質の向上に努めたが、その結果農業経営にかかる経費が増大し、特に零細農家は経営が立ち行かなくなっている。

一方、林業については、5 ha 未満の山林所有者が44%を占めており、林業形態としては零細かつ分散的で、また木材価格の長年にわたる低迷により、自力での経営の効率化を図ることが難しい状況にある。

人口動態においては、平均で毎年100人余りの減少傾向にあり、特に農林業経営の不安定化により第1次産業の就業者数が減少し、整備されていない林地や耕作放棄地の増加などの問題が生じている。また、地元で雇用の受け皿が少ないため、若者たちが職を求めて都

会へ流出した結果、高齢化・過疎化が急速に進行（65歳以上の高齢者が全人口の31%を占めるとともに、過去5年間に人口が5%減少）してきている。

この解決策として金屋地区では、幹線道路から農地・林地への農林道・作業道などの道路整備を重点的に進め農林作業の機械化や作業の効率化を推進してきた。また、地域の特性を生かした梅、トマト、シシトウ、花卉、ブドウなどの農作物への転換や優良品種の導入を進めてきた。その結果、一部平坦部においては作業の機械化や集団化により、農業経営の安定化が図られ後継者が育ってきている。しかし、山間部においては地形が険しいため、これまでの取り組みの効果が十分には出ていない。

林業についても、森林施業の協業化や委託体制の確立を進めるとともに機械化の導入を進めているが、さらなる林業の生産性の向上と労働環境の改善に努め、林地の整備と保全を図るとともに、後継者の育成に努めなければならない。

また、車が唯一の交通手段である金屋地区においては、高齢者が不自由なく医療施設等へ通えるようにするため、また地域の住民の交流を促進するためにも、社会福祉施設・病院・公民館等の公共施設への車でのアクセスを改善する必要がある。

そのため、前述した町独自の取組を補完しさらに推進していくために、地域再生基盤強化交付金を活用して地域の重要なインフラである道路の効率的な整備を行い、農林業の振興を図るとともに、地域の道路ネットワークの構築を進め、住みやすく活気にあふれた元氣あふれるまちづくりを推進する。

（目標1）道路整備による大型車両の対向区間の確保（L = 380m）

（目標2）林道整備による林地へのアクセスの改善（糸川：国道424号から林地までの走行時間の25%減少）

（目標3）林道整備によるアクセスの改善（修理川：国道424号から林地まで走行時間の25%減少）

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

地域再生基盤強化交付金を活用した道路整備の充実により道のネットワークを形成し、農繁期の渋滞時間損失の減少・農林産物の物流の効率化・林地へのアクセスの確保による森林施業の効率化を図る。それと同時に山間部や他町からの金屋地区中心部にある公共施設等へのアクセスの改善を進めることにより、高齢者福祉の改善とともに人的交流を活発化させる。

以上の取組とともに農林業の後継者の育成や農林産物の高品質化への支援、研修会や文化祭・健康祭り等、町独自の取組との相乗効果により、元気あふれるまちづくりを促進する。

5 - 2 法第四章の特別措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道：道路法に規定する市町村道に昭和59年12月24日に認定済み
- ・林道：森林法による紀中地域森林計画（平成13年4月1日樹立）に路線を記載

[施設の種類（事業区域） 実施主体]

- ・市町村道（金屋地区） 有田川町
- ・林道（金屋地区） 有田川町

[事業期間]

- ・市町村道（平成17～19年度） 林道（平成18～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道0.38km、林道5.77km
- ・総事業費517,000千円（うち交付金241,500千円）
（内訳）町道400,000千円（うち交付金200,000千円）

林道 117,000 千円（うち交付金 41,500 千円）

5 - 3 その他の事業

町独自の取組

農林業の後継者育成への取組

- ・ 農業の先進地視察研修補助事業
付加価値の高い新作物導入についての調査研究
- ・ 地域農業のリーダー育成事業
農業士会（農業指導者グループ：40歳以上）
青年農業経営者協議会（30～40歳）
4Hクラブ（新規就農者：29～20歳）

農林産物の振興への取組

- ・ 園内道（モノレール）施設設置事業
農作業の省力化・軽作業化を図るため樹園地内にモノレール設置
- ・ 柑橘類の改植（地域果樹特産促進）事業
柑橘類の老木園や不良園から優良品種への改植
- ・ みかん園のマルチ栽培（温州みかん品質向上促進）事業
高品質みかん（味ーみかん）への支援
- ・ 温室ハウス施設導入事業
花卉（スプレー菊・バラ）、野菜（シシトウ・豆類）などの施設栽培への作物転換事業
- ・ 森林施業団地共同化事業
森林保全のため地域が一体となって施業をおこなう

人的交流活性化への取組

- ・ 農業振興大会
地域農業の振興を目的とする調査研究発表会
- ・ 健康まつり（金屋地区元気まつり）
町民の福祉・健康の増進
- ・ 金屋地区文化祭

6 . 計画期間

平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関による達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し。